会計	繰越	検算	転記		
ニ	ニ	7	た タ 済	0	

(その1)

収支報告書

政治団体の区分
☐ 政党
☐ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☑ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部
活動区域の区分
全国(2都道府県以上)

(ふりがな) はくしんくんこうえんかい

1 政治団体の名称 白しんくん後援会

〒100-0014

2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町2-17-5
ローレル永田町301号室

3 代表者の氏名 土屋 紀一

4 会計責任者の氏名 土屋 喜多留

5 平成 27 年分

団体コード	1 2 7 0 0 5 9 9 2 0 0 0 2 0
前年繰越金	0 円

事務担当者の氏名 坂本 みゆき

電話番号 03-3504-8119

資金管理団体の指定の有無
☐ 有 ☑ 無
公職の種類 現・候
資金管理団体の届け出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
政治資金規正法第19条の7第1項
☐ 第1号に係る国会議員関係政治団体
☑ 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 白 眞勲
公職の種類 参議院議員 (現)候

資金管理団体の指定の期間

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成27年 07月 24日 から
平成27年 12月 31日 まで

受付
28.7.29
収支公開室
第 号

3271号
28.5.30
東京都選挙管理委員会
事務局

2640

受付	審査	確認	消込

104640

全国団体用

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　入　総　額	¥10,000,000
（前年からの繰越額）	¥0
（本年の収入額）	¥10,000,000
支　出　総　額	¥8,682,652
翌年への繰越額	¥1,317,348

2　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	
金　額	¥0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	人

(2)　寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ア) 個人からの寄附		
（うち特定寄附）	¥0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	¥0	
(ウ) 政治団体からの寄附	¥10,000,000	
小　計　(ア) + (イ) + (ウ)	¥10,000,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		
イ　政党匿名寄附	¥0	
合　計　（ア　+　イ）	¥10,000,000	

(その7)

(1, 2, 3 のいずれかに○をつけてください)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人　2. 法人・その他の団体　③ 政治団体	
寄附者の氏名（又は名称）	金額	年月日	住所（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
民主党	¥10,000,000	27.8.21	東京都千代田区永田町1-11-1	岡田克也	
この頁の小計	¥10,000,000				
その他の寄附					
合計	¥10,000,000				

(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載して下さい。

(注2) 寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れて下さい。

(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又政治団体の寄附者の区分ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その13)

(1)支出の総括表		
項　　目	金　　額	備　　考
1 経　常　経　費		
(1) 人件費	¥0	
(2) 光熱水費	¥0	
(3) 備品・消耗品費	¥9,380	
(4) 事務所費	¥115,175	
小　　計	¥124,555	
2 政　治　活　動　費		
(1) 組織活動費	¥0	
(2) 選挙関係費	¥0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	¥8,558,097	ア～エの合計
ア 機関紙誌の発行事業費	¥0	
イ 宣伝事業費	¥8,558,097	
ウ 政治資金パーティ開催事業費	¥0	
エ その他の事業費	¥0	
(4) 調査研究費	¥0	
(5) 寄附・交付金	¥0	
(6) その他の経費	¥0	
小　　計	¥8,558,097	
合　　計	¥8,682,652	

その14

(2) 経常経費(人件費を除く)の内訳		項目別区分	備品・消耗品費（備品費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（または名称	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
この頁の小計	¥0				
その他の支出	¥9,380				
合計	¥9,380				

その14

(2) 経常経費(人件費を除く)の内訳		項　目　別　区　分	事務所費（通信費）		
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（または名称	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備　考
電話	¥11,287	平27年12月15日	NTTファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	
この頁の小計	¥11,287				
その他の支出	¥0				
合　計	¥11,287				

その14

(2) 経常経費(人件費を除く)の内訳		項目別区分	事務所費(事務管理費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(または名称	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
この頁の小計	¥0				
その他の支出	¥3,888				
合計	¥3,888				

その14

(2) 経常経費(人件費を除く)の内訳		項目別区分	事務所費(賃借料)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(または名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
事務所家賃	¥80,000	平27年11月30日	民主党参議院比例区第45総支部	東京都千代田区永田町2-17-5 ローレル永田町301号	8.9.10.11月分
事務所家賃	¥20,000	平27年12月29日	民主党参議院比例区第45総支部	東京都千代田区永田町2-17-5 ローレル永田町301号	12月分

この頁の小計	¥100,000
その他の支出	¥0
合計	¥100,000

その15

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	宣伝事業費（宣伝広告費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（または名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
印刷代・発送費	¥106,380	平27年09月10日	電通ヤング・アンド・ルビカム㈱	東京都港区東新橋2-14-1 コモディオ汐留	
印刷代・保管・発送費	¥619,412	平27年09月10日	電通ヤング・アンド・ルビカム㈱	東京都港区東新橋2-14-1 コモディオ汐留	
印刷代	¥1,182,600	平27年09月10日	電通ヤング・アンド・ルビカム㈱	東京都港区東新橋2-14-1 コモディオ汐留	
印刷代	¥3,672,000	平27年09月10日	電通ヤング・アンド・ルビカム㈱	東京都港区東新橋2-14-1 コモディオ汐留	
保管・発送費	¥989,593	平27年10月06日	電通ヤング・アンド・ルビカム㈱	東京都港区東新橋2-14-1 コモディオ汐留	
印刷代・保管・発送費	¥494,694	平27年10月06日	電通ヤング・アンド・ルビカム㈱	東京都港区東新橋2-14-1 コモディオ汐留	
印刷代	¥1,419,152	平27年10月06日	電通ヤング・アンド・ルビカム㈱	東京都港区東新橋2-14-1 コモディオ汐留	
発送費	¥36,385	平27年11月16日	電通ヤング・アンド・ルビカム㈱	東京都港区東新橋2-14-1 コモディオ汐留	
発送費	¥37,881	平27年12月16日	電通ヤング・アンド・ルビカム㈱	東京都港区東新橋2-14-1 コモディオ汐留	
この頁の小計	¥8,558,097				
その他の支出	¥0				
合計	¥8,558,097				

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	□	☑	
イ 建物	□	☑	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	□	☑	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	☑	
カ 金銭信託	□	☑	
キ 有価証券	□	☑	
ク 出資による権利	□	☑	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付	□	☑	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ 取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　誓　書

添付書類(別紙のとおり)

1　領収書等の写し
2　監査意見書(政党本部及び政治指揮団体に限る。)
3　政治資金監査報告書　(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成　28　年　5　月　30　日

政治団体の名称　白しんくん後援会

会計責任者の氏名　土屋 喜多留　㊞

(↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。)

代表者の氏名　　㊞

政治資金監査報告書

平成２８年５月３０日

白しんくん後援会
代表　土屋紀一殿

登録政治資金監査人　[redacted]
登　録　番　号　第８０８号
研修終了年月日　平成２１年１２月１８日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という）第１９条の１３第１項の規定に基づき、白しんくん後援会の平成２７年の全ての期間を対象として、法第１２条第１項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより、政治資金適性化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。」に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、白しんくん後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

白しんくん後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、白しんくん後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。